

消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文  
(分野別件数及び主な内容)

分野	受付件数			主な内容 (平成22年9月～平成23年8月)
	平成22年9月 ～23年8月	平成21年9月 ～22年8月	累計	
消費者安全関係	25	9	34	事故調査機関の設置(エレベータ・エスカレータ事故等の原因究明含む) 自動車リコール制度 食の安全関係 こんにやく入りゼリー関係 医薬品のインターネット販売 ポストハーベスト農薬の承認拡大の動きへの歯止めを求める 福祉用具の消費者事故関係 医薬品の安全関係
取引・契約関係	14	15	29	未公開株取引の対策 介護付有料老人ホーム等の契約条項の是正について 海外留学あっせん業者に対する規制 情報商材販売 特商法改正を求める 提携リース関係 インターネット取引の制度整備 決済代行業に対する規制
貸金業法関係	2	16	18	改正貸金業法の完全施行関係 保証人代行問題
食品表示関係	5	9	14	食品表示法の提案 品質表示基準関係 原料原産地表示の拡大 特定保健用食品表示許可制度
地方消費者行政	14	5	19	地方消費者行政の充実強化を求める
公益通報者 保護制度	7	0	7	公益通報者保護法の見直しを求める
個人情報保護制度	1	3	4	「高度情報通信ネットワーク社会」におけるプライバシー 権保障システムの実現
集団的消費者被害 救済制度	3	2	5	損害賠償等消費者団体訴訟制度(特定共通請求原因 確認等訴訟型)要綱案 新たな集合訴訟制度の訴訟追行主体 集団的消費者被害救済制度要綱試案
料金・物価関係	0	5	5	-
消費者教育	1	1	2	消費者教育推進法制定
消費者行政の 在り方	4	11	15	消費者庁・消費者委員会の体制強化 消費者政策の充実強化 景品表示法の改正を求める
国民生活センターの 在り方	43	2	45	国民生活センターの機能強化 国民生活センターの在り方の見直しに対する意見
東日本大震災関連	6	0	6	食品の放射能被害 震災に対応した相談窓口の設置 災害援護式貸付における保証人徴求の廃止等を求める 震災に伴う貸金業法施行規則の一部改正への抗議
その他	4	8	12	-
計	129	86	215	-

## 委員長等記者会見の実績

平成 22 年 10 月 22 日（金）松本委員長記者会見

- ・「決済代行業者を経由したクレジットカード決済によるインターネット取引の被害対策に関する提言」について

平成 22 年 12 月 17 日（金）松本委員長記者会見

- ・「有料老人ホームの前払金に係る契約の問題に関する建議」について
- ・政策コンテストの評価結果について
- ・国民生活センターの在り方について

平成 23 年 1 月 14 日（金）松本委員長記者会見

- ・「自動車リコール制度に関する建議」の今後のフォローアップについて

平成 23 年 3 月 11 日（金）松本委員長記者会見

- ・「公益通報者保護制度の見直しについての意見」について

平成 23 年 4 月 15 日（金）松本委員長記者会見

- ・「地方消費者行政の活性化に向けた対応策についての建議」について

平成 23 年 5 月 13 日（金）松本委員長記者会見

- ・「マンションの悪質な勧誘の問題に関する建議」について

平成 23 年 6 月 10 日（金）松本委員長記者会見

- ・国民生活センターの在り方について

平成 23 年 7 月 22 日（金）松本委員長記者会見

- ・「消費者安全行政の抜本的強化に向けた対応策についての建議」について

平成 23 年 8 月 26 日（金）松本委員長記者会見

- ・「住宅リフォームに関する消費者問題への取組についての建議」について
- ・集团的消費者被害救済制度について 等

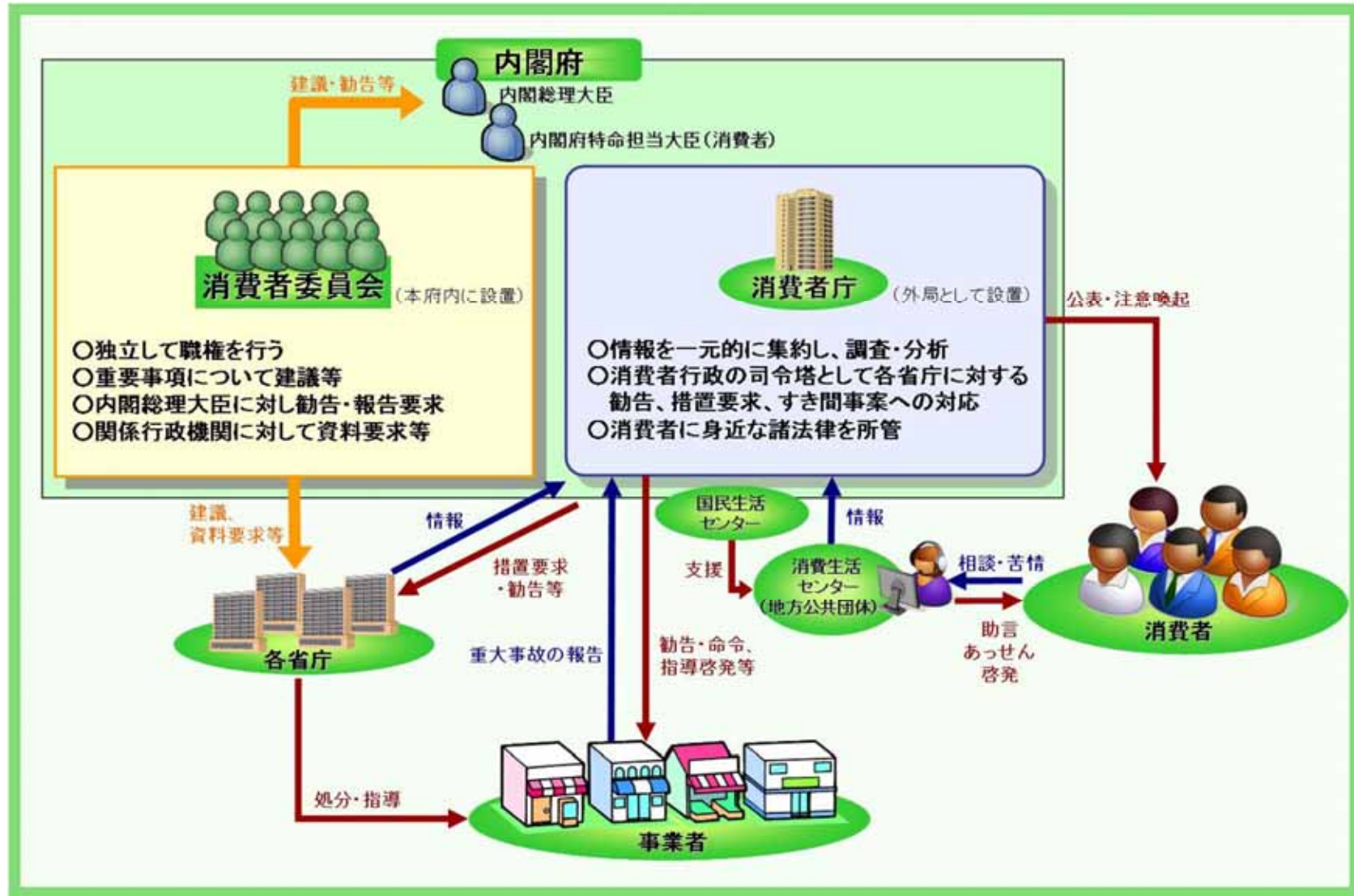
平成 23 年 8 月 31 日（水）松本委員長記者会見

- ・消費者委員会のこれまでの活動及び今後について

## 消費者委員会委員の活動実績 (地方懇談会、海外の消費者行政関係者との意見交換など)

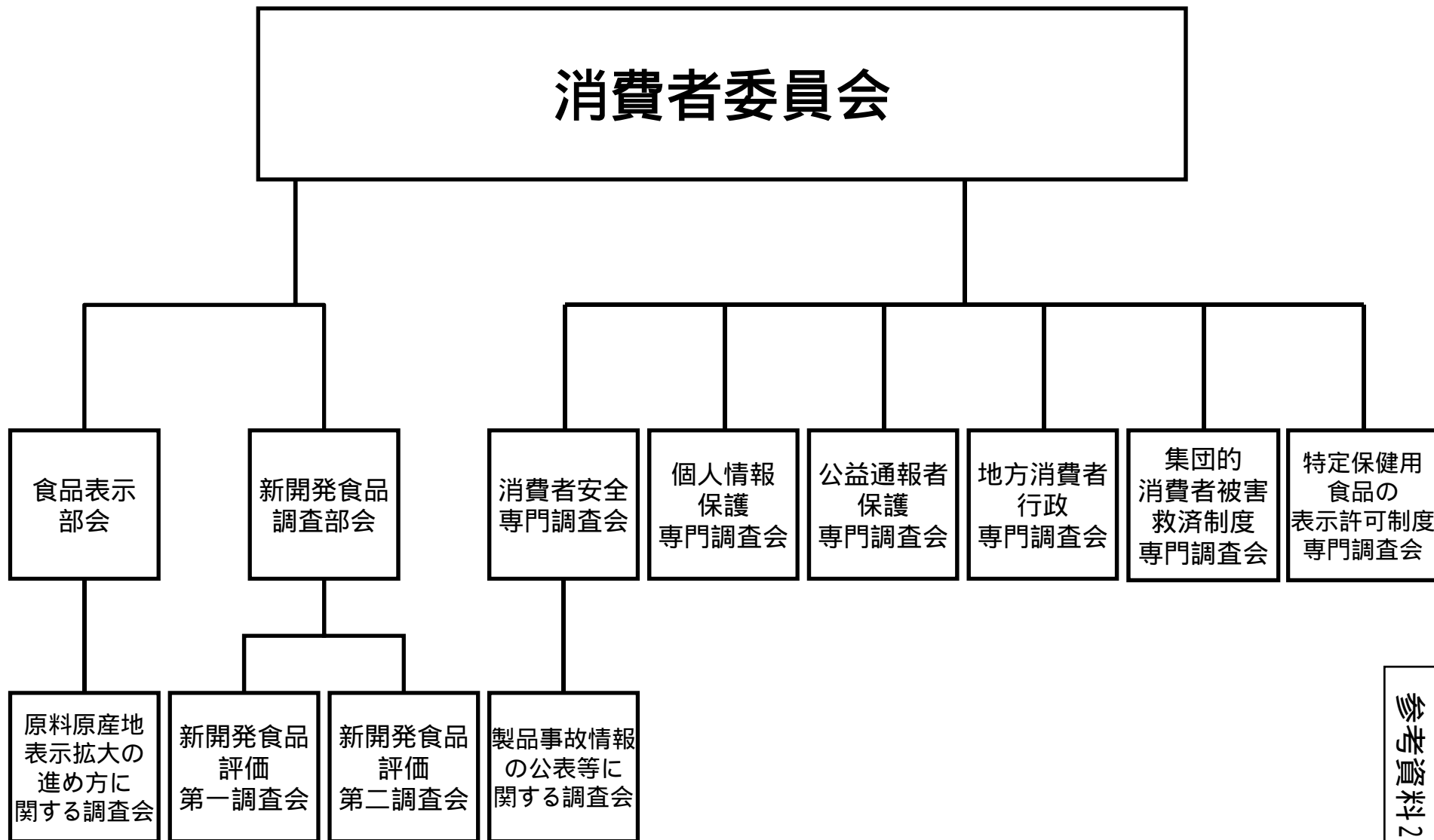
開催日	開催場所	行事名(主催者)	参加委員	活動実績等
<b>平成23年度</b>				
平成23年 8月24日(水)	青森県 青森市	平成23年度消費生活大学講座 (青森県消費者協会 / 青森県 消費生活センター)	中村 委員長 代理	「安全・安心な暮らしのために」と題して講演を 行った後、青森県消費者協会の役員・会員と意 見交換を行いました。
平成23年 8月23日(火)	消費者 委員会 事務局	韓国消費者院調査団による訪 問	松本 委員長	韓国消費者院調査団による訪問を受け、事業 者の不当な消費者取引行為に対する規制方 策等について、意見交換を行いました。
平成23年 8月22日(月)	大阪府 大阪市	第4回国民生活センターの在り 方の見直しに係る公開シンポジ ウム(消費者庁・(独)国民生活 センター)	中村 委員長 代理	左記の公開シンポジウムにパネリストとして参 加し、パネルディスカッションを行いました。
平成23年 8月4日(木)	東京都 港区	第3回国民生活センターの在り 方の見直しに係る公開シンポジ ウム(消費者庁・(独)国民生活 センター)	松本 委員長	左記の公開シンポジウムにパネリストとして参 加し、パネルディスカッションを行いました。
平成23年 7月31日(日)	北海道 札幌市	第2回国民生活センターの在り 方の見直しに係る公開シンポジ ウム(消費者庁・(独)国民生活 センター)	松本 委員長	左記の公開シンポジウムにパネリストとして参 加し、パネルディスカッションを行いました。
平成23年 3月4日(金)	消費者 委員会 事務局	ベトナム競争管理局研修団によ る表敬訪問	松本 委員長	ベトナム競争管理局研修団の訪問を受け、意 見交換を行いました。
<b>平成22年度</b>				
平成22年 10月29日 (金)	大阪府 大阪市	全国消費生活相談員協会関西 支部 交流会 (全国消費生活相談員協会関 西支部)	中村 委員長 代理	「安全性確保のための施策～消費者委員会の めざすもの～」と題して講演を行った後、全相 協関西支部の賛助会員、協会会員によるグ ループ討議のとりまとめを行うと共に協会会員 による意見交換会に参加しました。

# 消費者委員会と消費者行政



参考資料 1

# 消費者委員会審議体制



新開発食品調査部会設置・運営規程

平成21年10月7日

消費者委員会決定

(総則)

第1条 消費者委員会令(平成21年政令第216号)第1条第1項の規定に基づき設置する新開発食品調査部会の設置及び所掌事務、会議並びに議事録の作成等については、この規程の定めるところによる。

(部会の設置)

第2条 委員会に新開発食品調査部会(以下「部会」という。)を置く。

(所掌)

第3条 部会は、健康増進法の規定に基づき、販売に供する食品につき、内閣総理大臣が、特別の用途に適する旨の表示をしようとする者に当該表示の許可を行うとき、及び当該許可に係る食品について、新たな科学的知見が生じたときその他必要があると認めるときに、内閣総理大臣の求めを受けて調査審議する。

(調査会の設置)

第4条 部会長は、必要に応じて、委員会の同意を得て当該部会に調査会を置くことができる。

- 2 調査会は、部会が行う審議に関し、必要な専門的事項を調査する。
- 3 調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 4 調査会には座長を置き、当該調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、当該調査会の事務を掌理する。
- 5 座長に事故があるときは、当該調査会に属する構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(議事録)

第5条 部会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員の氏名
- 三 議題となった事項
- 四 審議経過
- 五 審議結果

2 前項の規定は、調査会の議事について準用する。

(審議の公開)

- 第6条 部会の開催予定に関する日時、開催場所等については、公開する。
- 2 部会は、会議を公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他の部会長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。非公開とすべき事由が終了したときは、公開するものとする。
  - 3 前項の規定により部会長が会議を非公開とすることを認めた場合は、部会はその理由を公表する。
  - 4 会議の議事録については、第2項の規定により部会長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。
  - 5 第2項の規定により部会長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合は、議事要旨をすみやかに作成し、公表するものとする。

(会議)

- 第7条 部会長(部会長に事故のあるときはその職務を代理する者)は、部会の会議を招集し、その議長となる。
- 2 部会に属さない委員は、部会に出席して発言することができる。
  - 3 部会長は、必要により、部会に属さない臨時委員又は専門委員を部会に出席させ、関係事項について説明を求めることができる。
  - 4 部会長は、必要により、当該審議事項に関して識見を有する者を部会に出席させ、関係事項について説明を求めることができる。
  - 5 部会の調査審議において、特別の用途に適する旨の表示の許可の申請をした者(以下「申請者」という。)の依頼等により申請資料等の作成に協力した委員、臨時委員及び専門委員は、当該申請に係る調査審議に加わることができない。ただし、部会長が特に必要と認めた場合には、意見を述べることができる。
  - 6 前項の調査審議において、申請者からの依頼等によらずに作成された資料等であって提出資料等として利用されたものの作成に協力した委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が特に必要と認めた場合を除き、当該資料について意見を述べることはできない。
  - 7 前2項に規定する場合のほか、審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係(例えば、委員、臨時委員及び専門委員が、申請資料等の作成に協力した者には該当しないが、資料作成に関係していた場合、当該申請者から研究費を受けている場合、当該申請者の役員等に就任していた、又は就任している場合)を有する委員、臨時委員及び専門委員は、当該調査審議に加わることができない。ただし、部会長が特に必要と認めた場合には、意見を述べることはできる。

(部会の議決)

- 第8条 部会の議決については、委員長の同意を得て、委員会の議決とすることができる。
- 2 前項の規定により、部会の議決が委員会の議決とされたときは、部会長

は、すみやかにその決定事項を委員会に報告しなければならない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(準用)

第10条 第6条各項、第7条各項及び前条の規定は、調査会の調査について準用する。この場合において、これらの規定中「部会」とあるのは「調査会」と、「部会長」とあるのは「座長」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成21年10月7日から施行する。



平成 21 年 10 月 26 日

## 新開発食品調査部会における調査会の設置について

消費者委員会

新開発食品調査部会長 田 島 眞

新開発食品調査部会において、特別の用途に適する旨の表示（以下、「特別用途表示」という。）の許可に関する調査審議を行うにあたり、専門的事項の調査審議を行うため、下記のとおり、調査会を設置する。

### 記

#### 1．設置する調査会の名称

- (1) 新開発食品評価第一調査会
- (2) 新開発食品評価第二調査会

#### 2．設置の理由

新開発食品調査部会が、同部会設置・運営規程第 3 条に基づき調査審議する場合において、必要な専門的事項の調査を行うため、同部会に調査会を設置する。

なお、調査会が行う特別用途表示の許可に関する調査審議については、申請が多数あり、内容も多岐にわたることから、効率的な調査審議を行うために、担当する評価分野の異なる 2 つの調査会を設けるものとする。

#### 3．調査会の所掌

##### (1) 新開発食品評価第一調査会

特別用途表示の許可に関する調査審議のうち、腎・血圧、代謝、内分泌に関する事項について審議する。

##### (2) 新開発食品評価第二調査会

特別用途表示の表示許可に関する調査審議のうち、消化吸収、免疫、その他新開発食品評価第一調査会の調査審議事項以外の事項について審議する。

## 消費者委員会 新開発食品調査部会 委員名簿

(部会長)	田 島 眞	実践女子大学生生活科学部教授
(部会長代理)	川 戸 恵 子	ジャーナリスト
	石 綿 肇	社団法人菓子・食品新素材技術センター理事
	大 野 泰 雄	国立医薬品食品衛生研究所副所長
	久 代 登 志 男	日本大学医学部教授
	栗 山 眞 理 子	特定非営利活動法人アレルギー児を支える全国ネット「アラジーポット」専務理事
	清 水 誠	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
	田 中 平 三	神奈川県工科大学応用バイオ科学部教授
	手 島 玲 子	国立医薬品食品衛生研究所代謝生化学部長
	寺 本 民 生	帝京大学医学部学部長
	徳 留 信 寛	独立行政法人国立健康・栄養研究所理事長
	戸 部 依 子	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 食生活特別委員会委員長
	中 村 丁 次	神奈川県立保健福祉大学学長
	山 添 康	東北大学大学院薬学研究科教授
	山 田 和 彦	女子栄養大学栄養学部教授

以上15名

**消費者委員会 新開発食品調査部会 新開発食品評価第一調査会  
委員名簿**

(座長)	寺 本 民 生	帝京大学医学部学部長
(座長代理)	久 代 登 志 男	日本大学医学部教授
	井 上 郁 夫	埼玉医科大学医学部内科学内分泌・糖尿病内科部門准教授
	岩 崎 学	成蹊大学理工学部教授
	梅 垣 敬 三	独立行政法人国立健康・栄養研究所情報センター長
	川 島 由 起 子	聖マリアンナ医科大学病院栄養部部長
	合 田 敏 尚	静岡県立大学食品栄養科学部教授
	志 村 二 三 夫	十文字学園女子大学人間生活学部教授
	山 崎 壮	国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部第二室長

以上9名

**消費者委員会 新開発食品調査部会 新開発食品評価第二調査会  
委員名簿**

(座長)	山 田 和 彦	女子栄養大学栄養学部教授
(座長代理)	清 水 誠	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
	饗 場 直 美	神奈川工科大学応用バイオ科学部教授
	飯 野 久 和	昭和女子大学大学院生活機構研究科教授
	岩 崎 学	成蹊大学理工学部教授
	門 脇 弘 子	国際医療福祉大学臨床医学研究センター教授
	木 内 文 之	慶應義塾大学薬学部教授
	真 田 宏 夫	千葉大学名誉教授
	鈴 木 和 春	東京農業大学応用生物科学部栄養科学科教授
	花 田 信 弘	鶴見大学歯学部教授
	森 田 英 利	麻布大学獣医学部准教授
	和 田 政 裕	城西大学薬学部教授
	渡 邊 敏 明	兵庫県立大学環境人間学部長

以上13名

※ 花田信弘委員は平成22年5月20日付で任命。

※ なお、雫石聰氏が、下記の期間中、本調査会の委員として在任していた。

雫石 聰 大阪大学大学院歯学研究科教授(当時)(平成22年1月26日～同年3月31日在任)

## 新開発食品調査部会議事一覧

### 【新開発食品調査部会】

第1回 平成21年12月25日(金)

1. 新開発食品調査部会委員紹介
2. 利益相反に関する申し合わせ事項について
3. 審議手続きについて
4. 諮問案件の審議について

第2回 平成22年4月13日(火)

1. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議  
(1) 審議品目  
(2) 報告品目

第3回 平成22年6月30日(水)

1. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議  
(1) 審議品目  
(2) 報告品目

第4回 平成22年12月22日(水)

1. 「健康食品の表示に関する検討会」論点整理について(報告)
2. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議
3. 特定保健用食品の表示許可品目に係る報告

第5回 平成23年6月21日(火)

1. 「健康食品の表示に関する検討会」論点整理に係る報告
2. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議
3. 特定保健用食品の表示許可品目に係る報告

第6回 平成23年8月24日(水)

1. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議
2. 特定保健用食品の表示許可品目に係る報告

【新開発食品評価第一調査会】

第1回 平成22年3月1日(月)

1. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議

第2回 平成22年5月26日(水)

1. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議

第3回 平成22年11月1日(月)

1. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議

第4回 平成23年2月16日(水)

1. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議

第5回 平成23年5月18日(水)

1. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議

第6回 平成23年8月1日(月)

1. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議

【新開発食品評価第二調査会】

第1回 平成22年2月25日(木)

1. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議

第2回 平成22年5月13日(木)

1. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議

第3回 平成23年5月12日(木)

1. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議

第4回 平成23年8月3日(水)

1. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議

食品表示部会設置・運営規程

平成21年12月1日

消費者委員会決定

(総則)

第1条 消費者委員会令(平成21年政令第216号)第1条第1項の規定に基づき設置する食品表示部会の設置及び所掌事務、会議並びに議事録の作成等については、この規程の定めるところによる。

(部会の設置)

第2条 委員会に食品表示部会(以下「部会」という。)を置く。

(所掌)

第3条 部会は、以下の事項について、調査審議する。

- 一 食品衛生法に基づき、内閣総理大臣が、販売の用に供する食品、添加物、容器包装等の表示の基準を定める際に、意見を述べること。
- 二 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づき、内閣総理大臣が、飲食物品の品質の表示の基準を定めようとするときに、意見を述べること。
- 三 その他食品の表示に関すること。

(調査会の設置)

第4条 部会長は、必要に応じて、委員会の同意を得て当該部会に調査会を置くことができる。

- 2 調査会は、部会が行う審議に関し、必要な専門的事項を調査する。
- 3 調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 4 調査会には座長を置き、当該調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、当該調査会の事務を掌理する。
- 5 座長に事故があるときは、当該調査会に属する構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(議事録)

第5条 部会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員の氏名
- 三 議題となった事項
- 四 審議経過
- 五 審議結果

(審議の公開)

第6条 部会の開催予定に関する日時、開催場所等については、公開する。

2 部会は、会議を公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他の部会長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。非公開とすべき事由が終了したときは、公開するものとする。

3 前項の規定により部会長が会議を非公開とすることを認めた場合は、部会はその理由を公表する。

4 会議の議事録については、第2項の規定により部会長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。

5 第2項の規定により部会長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合は、議事要旨をすみやかに作成し、公表するものとする。

(会議)

第7条 部会長(部会長に事故のあるときはその職務を代理する者)は、部会の会議を招集し、その議長となる。

2 部会に属さない委員は、部会に出席して発言することができる。

3 部会長は、必要により、部会に属さない臨時委員又は専門委員を部会に出席させ、関係事項について説明を求めることができる。

4 部会長は、必要により、当該審議事項に関して識見を有する者を部会に出席させ、関係事項について説明を求めることができる。

(部会の議決)

第8条 部会の議決については、委員長の同意を得て、委員会の議決とすることができる。

2 前項の規定により、部会の議決が委員会の議決とされたときは、部会長は、すみやかにその決定事項を委員会に報告しなければならない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(準用)

第10条 第5条、第6条各項、第7条各項及び前条の規定は、調査会の調査について準用する。この場合において、これらの規定中「部会」とあるのは「調査会」と、「部会長」とあるのは「座長」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。



消費者委員会 食品表示部会 委員名簿

(部会長)	田 島 眞	実践女子大学生生活科学部教授
(部会長代理)	日和佐 信子	雪印メグミルク株式会社社外取締役
	川 戸 恵 子	ジャーナリスト
	青 柳 和 夫	株式会社セブン&アイホールディングス法務部FT委員会事務局
	阿久澤 良造	日本獣医生命科学大学応用生命科学部長
	阿 南 久	全国消費者団体連絡会事務局長
	石 塚 敏	北海道大学大学院農学研究院准教授
	海老澤 元宏	国立病院機構相模原病院臨床研究センターアレルギー性疾患研究部長
	鬼 武 一 夫	日本生活協同組合連合会組織推進本部安全政策推進室長
	春日 雅 人	国立国際医療センター研究所長
	栗山 眞理子	特定非営利活動法人アラジーポット専務理事
	迫 和 子	社団法人日本栄養士会常務理事
	澁谷 いづみ	全国保健所長会会長
	宗 林 さおり	独立行政法人国民生活センター商品テスト部部長
	立 石 幸 一	JA全農食品品質・表示管理部長
	手 島 玲 子	国立医薬品食品衛生研究所代謝生化学部部長
	中 下 裕 子	弁護士
	森 康 益	株式会社ニチレイ執行役員品質保証部長
	山 浦 康 明	特定非営利活動法人日本消費者連盟事務局長
	山 根 香 織	主婦連合会会長
	山 本 創 一	財団法人食品産業センター参与

以上21名

## 食品表示部会議事一覧

### 第1回 平成22年3月23日(火)

1. 食品表示部会の運営方針について
  - (1) 食品表示をめぐる主要な論点について
  - (2) 食品表示部会における当面の進め方
2. チルドミートボール及びチルドハンバーグステーキ品質表示基準について
3. 遺伝子組換えパパイア及びパパイア加工品の表示義務化について
4. 今後の品質表示基準の見直しについて
5. その他

### 第2回 平成22年5月24日(月)

1. 遺伝子組換えパパイア及びパパイア加工品の表示義務化について
2. その他
  - ・チルドハンバーグステーキ及びチルドミートボール品質表示基準の一部改正の概要について 他

### 第3回 平成22年7月21日(水)

1. 原料原産地表示についての生産実態調査等報告について
2. 「乾めん類品質表示基準」、「めん類等用つゆ品質表示基準」、「チルドぎょうざ類品質表示基準」、「うなぎ加工品品質表示基準」の改正について
3. その他
  - ・期限表示に関する意見募集結果のとりまとめ報告

### 第4回 平成22年10月4日(月)

1. 「チルドハンバーグステーキ品質表示基準」、「チルドミートボール品質表示基準」の改正のパブリックコメント等の結果報告について
2. 「乾めん類品質表示基準」等の改正について
3. 食品添加物の指定に伴う食品衛生法施行規則の改正について
4. 原料原産地表示の義務拡大について
5. その他
  - ・玄米及び精米品質表示基準のパブリックコメント開始についての報告
  - ・期限表示に関する検討状況についての報告
  - ・遺伝子組換え表示に係る実態調査についての報告

・Codex 委員会への出席についての報告

第5回 平成22年11月16日(火)

1. 原料原産地表示の拡大の進め方について
2. 加工食品品質表示基準の改正について

第6回 平成22年12月13日(月)

1. 食品衛生法に基づく表示基準に関する内閣府令について
2. 玄米及び精米品質表示基準の見直し開始に伴う意見募集の結果と対応について
3. みそ品質表示基準等の見直し開始に伴う意見募集の開始について
4. 今後の品質表示基準の見直しの進め方

第7回 平成23年1月24日(月)

1. 乾めん類品質表示基準の改正について
2. 食品衛生法に基づく表示の基準に関する内閣府令について
3. 食品添加物(フルジオキソニル)の指定に伴う食品衛生法施行規則等の改正について
4. 玄米及び精米品質表示基準の改正について

第8回 平成23年3月9日(水)

1. 加工食品品質表示基準の一部改正案に関するパブリックコメント等の募集結果について
2. みそ品質表示基準及びパン類品質表示基準の見直し開始に伴う御意見募集の結果と対応について
3. パパイヤからのDNA検出技術の改良について

第9回 平成23年5月16日(月)

1. めん類等用つゆ品質表示基準の一部改正案に関するパブリックコメント等の募集結果について
2. 玄米及び精米品質表示基準の一部改正案に関するパブリックコメント等の募集結果について
3. みそ品質表示基準の改正について
4. その他
  - ・黒糖等の表示の適正化についての報告
  - ・期限表示の改善についての報告
  - ・東日本大震災を受けた食品表示の運用についての報告

- ・生食用食肉の表示基準についての報告

第10回 平成23年6月8日(水)

1. みそ品質表示基準の一部改正案の諮問について
2. 食品衛生法第十九条第一項に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令について
3. その他
  - ・生食用食肉の表示基準に関する現在の状況

第11回 平成23年7月6日(水)

1. 生食用食肉に係る表示基準の策定について

第12回 平成23年7月27日(水)

1. 「遺伝子組換えパパイア及びパパイア加工品の表示義務化」に関するパブリックコメント等の募集結果について
2. その他
  - ・生食用食肉に係る表示基準の策定に関する現在の状況
  - ・東日本大震災を受けた食品表示の運用通知の取扱いについて
3. 原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会の報告について

第13回 平成23年8月24日(水)

1. みそ品質表示基準の一部改正案に関するパブリックコメント等の募集結果について
2. 食品衛生法施行規則の一部改正(生食用食肉の表示基準の追加)について
3. その他
  - ・栄養成分表示について
  - ・食品表示の一元化の取り組みについて
  - ・食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令の制定について

平成 22 年 12 月 10 日

## 食品表示部会における調査会の設置について

消費者委員会

食品表示部会長 田 島 眞

食品表示部会において、原料原産地表示の拡大の進め方に関する検討にあたり、専門的事項の調査審議を行うため、食品表示部会設置・運営規程第 4 条第 1 項に基づき、下記のとおり、調査会を設置する。

### 記

#### 1．設置する調査会の名称

原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会

#### 2．設置の理由

食品表示部会が、同部会設置・運営規程第 3 条第 3 号に基づき、原料原産地表示の拡大に関し調査審議する場合において、必要な専門的事項の検討を行うため、同部会に調査会を設置する。

#### 3．調査会の所掌

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく加工食品の原料原産地表示の義務付けの拡大を進めていくにあたり、義務対象品目を選定する際の基本的な考え方や対象品目の候補の選定方法などについて、検討を行う。

消費者委員会 原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会 委員名簿

(座長)	田 島 眞	実践女子大学生生活科学部教授
	日和佐 信子	雪印メグミルク株式会社社外取締役
	阿久澤 良造	日本獣医生命科学大学応用生命科学部長
	阿 南 久	全国消費者団体連絡会事務局長
	迫 和 子	社団法人日本栄養士会専務理事
	立石 幸一	JA全農食品品質・表示管理部長
	山 浦 康 明	特定非営利活動法人日本消費者連盟事務局長
	山 本 創 一	財団法人食品産業センター参与

以上8名

## 原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会議事一覧

第1回 平成23年1月24日(月)

1. 調査会の進め方について

第2回 平成23年3月10日(木)

1. 原料原産地表示に関するヒアリング
  - ・ 社団法人日本冷凍食品協会
  - ・ 社団法人全国清涼飲料工業会
  - ・ 藤田技術士事務所

第3回 平成23年4月7日(木)

1. 原料原産地表示に関するヒアリング
  - ・ 社団法人日本植物油協会
  - ・ 全日本菓子協会
  - ・ 弁護士 神山美智子氏

平成23年5月11日(水)

現地調査

(クノール食品(株)川崎工場・日清製粉(株)鶴見工場)

第4回 平成23年5月16日(月)

1. 原料原産地表示拡大の進め方に関する論点整理1

第5回 平成23年6月8日(水)

1. 原料原産地表示拡大の進め方に関する論点整理2

第6回 平成23年7月6日(水)

1. 報告書のとりまとめについて

## 消費者委員会 消費者安全専門調査会 設置・運営規程

平成21年10月26日  
消費者委員会決定

## (総則)

第1条 消費者委員会(以下、「委員会」という。)の消費者安全専門調査会の設置、所掌事務、議事録の作成及び会議等については、この規程の定めるところによる。

## (専門調査会の設置)

第2条 委員会に消費者安全専門調査会(以下「専門調査会」という。)を置く。

- 2 専門調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 3 専門調査会には座長を置き、専門調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、専門調査会の事務を掌理する。
- 4 座長に事故があるときは、専門調査会に属する構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

## (専門調査会の所掌)

第3条 専門調査会は 以下に掲げる委員会の事務に関連する事項について、委員会の求めに応じて、調査審議する。

- (1) 消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故に係る公表において製品起因か否かが特定できない事故及び製品起因による事故ではないと考えられる案件について、消費者庁長官からの依頼を受け製品起因による事故か否かを調査審議すること。
- (2) そのほか消費者安全に関する重要事項について調査審議すること。

## (調査会の設置)

第4条 座長は、必要に応じて、委員会の同意を得て専門調査会に調査会を置くことができる。

- 2 調査会は、専門調査会が行う調査審議に関し、必要な専門的事項を調査審議し又は検討する。
- 3 調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 4 調査会には座長を置き、当該調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、当該調査会の事務を掌理する。
- 5 調査会の座長に事故があるときは、当該調査会に属する構成員のうちから調査会の座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。



( 議事録の作成 )

第5条 専門調査会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した構成員の氏名
- 三 議題となった事項
- 四 審議経過
- 五 審議結果

( 審議の公開 )

第6条 専門調査会の開催予定に関する日時・開催場所等については、公開する。

- 2 専門調査会は、会議を公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。非公開とすべき事由が終了したときは、公開するものとする。
- 3 前項の規定により座長が会議を非公開とすることを認めた場合は、専門調査会はその理由を公表する。
- 4 会議の議事録については、第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。
- 5 第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合は、議事要旨をすみやかに作成し、公表するものとする。

( 専門調査会の会議 )

第7条 座長( 座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。 ) は、専門調査会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 専門調査会に属さない委員は、あらかじめ座長に届け出ることにより、専門調査会に出席することができる。

( 雑則 )

第8条 この規程に定めるもののほか、専門調査会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

( 準用 )

第9条 第5条、第7条各項及び前条の規定は、調査会について準用する。この場合において、これらの規定中「専門調査会」とあるのは「調査会」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成21年10月26日から施行する。

## 消費者委員会 消費者安全専門調査会 委員名簿

(座長)	宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
(座長代理)	中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科教授
	赤松 利恵	お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科准教授
	阿南 久	全国消費者団体連絡会事務局長
	大前 和幸	慶応義塾大学医学部教授
	片山 登志子	弁護士
	齋藤 憲道	同志社大学法学部教授
	佐竹 愛子	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会消費者相談室副室長
	杉山 豊治	日本労働組合総連合会社会政策局長
	田澤 とみ恵	社団法人全国消費生活相談員協会参与
	鶴岡 憲一	元読売新聞東京本社編集委員
	中尾 政之	東京大学大学院工学系研究科教授
	中嶋 洋介	一般社団法人品質と安全文化フォーラム代表理事
	中村 晶子	弁護士
	中村 均	TOTO株式会社顧問
	橋本 智子	社団法人北海道消費者協会会長
	松岡 猛	宇都宮大学大学院工学研究科機械知能工学専攻教授
	横矢 真理	特定非営利活動法人子どもの危険回避研究所所長
	吉岡 敏治	大阪府立急性期・総合医療センター副院長

以上19名

消費者委員会の佐野真理子委員、中村雅人委員が、本専門調査会の担当委員として、調査・審議に参画した。

田澤とみ恵委員、中村均委員の各氏は、平成22年8月16日付で任命。

なお、以下の各氏が、下記の期間中、本専門調査会の委員として在任していた。

西村 隆男 横浜国立大学教育人間科学部教授（当時）（平成22年3月1日～平成23年2月28日在任）  
 廣瀬 久和 青山学院大学法学部教授（当時）（平成22年3月1日～同年8月16日在任）  
 山上 紀美子 社団法人全国消費生活相談員協会理事長（当時）（平成22年3月1日～同年8月16日在任）

## 消費者安全専門調査会議事一覧

### 第1回 平成22年3月24日(水)

1. 消費者安全行政の現状について
2. 消費者安全専門調査会の当面の進め方について

### 第2回 平成22年5月25日(火)

1. 前回の議論の整理
2. 事故情報の通知・集約について(現状と課題)
3. その他

### 第3回 平成22年8月4日(水)

1. 前回の議論の整理
2. 事故情報の通知・集約について(第2回から引き続き)
3. その他

### 第4回 平成22年10月13日(水)

1. 自動車リコール制度に関する調査報告
2. 前回までの議論の整理
3. 事故情報の分析について(現状と課題)
4. その他

### 第5回 平成22年12月8日(水)

1. 前回までの議論の整理
2. 言語処理による情報検索の実演
3. 事故情報の分析について(第4回から引き続き)
4. その他

### 第6回 平成23年2月1日(火)

1. 前回までの議論の整理
2. R-Map分析手法を用いた製品事故のリスクアセスメントについて
3. 事故情報の分析について(第5回から引き続き)
4. その他

### 第7回 平成23年4月12日(火)

1. 前回までの議論の整理
2. 事故情報の公表について(現状と課題)
3. その他

第8回 平成23年5月17日(火)

1. 前回までの議論の整理
2. 事故情報の公表について(第7回からの引き続き)
3. その他

第9回 平成23年6月28日(火)

1. 前回までの議論の整理
2. 消費者安全専門調査会のとりまとめ報告書(素案)について
3. その他

第10回 平成23年7月12日(火)

1. 消費者安全専門調査会報告書(案)について
2. その他

平成 22 年 3 月 15 日

## 製品事故情報の公表等に関する調査会の設置について

消費者委員会

消費者安全専門調査会座長 宇賀 克也

消費者委員会消費者安全専門調査会設置・運営規程第 3 条第 1 号に掲げる事項について、専門調査会の調査審議を行うため、同規程第 4 条第 1 項に基づき、下記のとおり、調査会を設置する。

### 記

#### 1．設置する調査会の名称

製品事故情報の公表等に関する調査会

#### 2．設置の理由

消費者安全専門調査会が消費者委員会消費者安全専門調査会設置・運営規程第 3 条第 1 号に掲げる事項について調査審議する場合において、個別具体的な製品事故情報の公表等についての評価・点検を行うため。

#### 3．調査会の所掌

消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告のあった重大製品事故に係る公表において製品起因か否かが特定できない事故及び製品起因による事故ではないと考えられる案件について、消費者庁長官からの依頼を受け製品起因による事故か否か及びその公表のあり方を調査審議すること。

平成 22 年 3 月 15 日

## 製品事故情報の公表等に関する調査会の公開について

消費者委員会消費者安全専門調査会  
製品事故情報の公表等に関する調査会座長 西村 隆男

- 1 調査会の活動状況の公開について  
調査会の開催予定に関する日時、開催場所等については、公開する。
  
- 2 議事の取り扱いについて  
本調査会は、個別の企業機密や個人情報に関わる事項を取り扱うため、会議及び議事録は、原則として、非公開とする。ただし、議事要旨については、調査会開催後速やかに、これを公開する。

消費者委員会 消費者安全専門調査会 製品事故情報の公表等に関する調査会  
委員名簿

(座長)	松岡猛	宇都宮大学大学院工学研究科機械知能工学専攻教授
	小坂潤子	消費生活専門相談員
	齋藤憲道	同志社大学法学部教授
	清水きよみ	社団法人消費者関連専門家会議事務局長代理兼大阪事務所長
	中島貴子	国際基督教大学非常勤講師
	横矢真理	特定非営利活動法人子どもの危険回避研究所所長

以上6名

消費者委員会の佐野真理子委員、中村雅人委員が、本調査会のオブザーバーとして出席した。

松岡猛委員は、平成23年3月4日に本調査会の構成員及び座長に指名された。

なお、西村隆男氏は下記の期間中、本調査会の委員として在任していた。また、在任中、座長を務めていた。

西村 隆男 横浜国立大学教育人間科学部教授（当時）（平成22年3月1日～平成23年2月28日在任）

## 消費者委員会 地方消費者行政専門調査会 設置・運営規程

平成21年12月21日  
消費者委員会決定

## (総則)

第1条 消費者委員会(以下、「委員会」という。)の地方消費者行政専門調査会の設置、所掌事務、議事録の作成及び会議等については、この規程の定めるところによる。

## (専門調査会の設置)

第2条 委員会に地方消費者行政専門調査会(以下「専門調査会」という。)を置く。

- 2 専門調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 3 専門調査会には座長を置き、専門調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、専門調査会の事務を掌理する。
- 4 座長に事故があるときは、専門調査会に属する構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

## (専門調査会の所掌)

第3条 専門調査会は、「地方消費者行政の充実強化に向けて」(平成21年12月14日消費者委員会決定)に掲げる論点その他の地方公共団体における消費者行政の推進に関する事項について、委員会の求めに応じて、調査審議する。

## (調査会の設置)

第4条 座長は、必要に応じて、委員会の同意を得て専門調査会に調査会を置くことができる。

- 2 調査会は、専門調査会が行う調査審議に関し、必要な専門的事項を調査審議し又は検討する。
- 3 調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 4 調査会には座長を置き、当該調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、当該調査会の事務を掌理する。
- 5 調査会の座長に事故があるときは、当該調査会に属する構成員のうちから調査会の座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

## (議事録の作成)

第5条 専門調査会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した構成員の氏名



- 三 議題となった事項
- 四 審議経過
- 五 審議結果

( 審議の公開 )

第6条 専門調査会の開催予定に関する日時・開催場所等については、公開する。

- 2 専門調査会は、会議を公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。非公開とすべき事由が終了したときは、公開するものとする。
- 3 前項の規定により座長が会議を非公開とすることを認めた場合は、専門調査会はその理由を公表する。
- 4 会議の議事録については、第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。
- 5 第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合は、議事要旨をすみやかに作成し、公表するものとする。

( 専門調査会の会議 )

第7条 座長( 座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。 )は、専門調査会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 専門調査会に属さない委員は、あらかじめ座長に届け出るにより、専門調査会に出席することができる。

( 雑則 )

第8条 この規程に定めるもののほか、専門調査会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

( 準用 )

第9条 第5条から前条までの規定は、調査会について準用する。この場合において、これらの規定中「専門調査会」とあるのは「調査会」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成21年12月21日から施行する。

## 消費者委員会 地方消費者行政専門調査会 委員名簿

(座長)	稲 継 裕 昭	早稲田大学政治経済学術院教授
(座長代理)	沼 尾 波 子	日本大学経済学部教授
	奥 山 恵 美 子	仙台市長
	国 府 泰 道	弁護士
	斎 藤 誠	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	菅 美 千 世	社団法人 全国消費生活相談員協会理事長
	田 中 三 恵 子	特定非営利活動法人熊本消費者協会会長
	野 口 貴 公 美	中央大学法学部教授
	馬 場 新 一	江崎グリコ株式会社お客様相談室室長
	矢 野 洋 子	東京消費者団体連絡センター事務局長
	山 下 純 司	学習院大学法学部教授

以上 13名

消費者委員会の池田弘一委員、佐野真理子委員、下谷内富士子委員、日和佐信子委員、山口広委員が、本専門調査会の担当委員として、調査・審議に参画した。また、池本誠司弁護士が、オブザーバとして出席した。なお、以下の各氏が、下記の期間中、本専門調査会の委員として在任していた。また、片山氏は在任中、座長を務めていた。

片山 善博 慶応義塾大学法学部教授(当時)(平成22年4月15日～同年9月17日在任)

圓山 茂夫 明治学院大学法学部准教授(平成22年4月15日～平成23年2月23日在任)

## 地方消費者行政専門調査会議事一覧

第1回 平成22年4月28日(水)

1. 地方消費者行政専門調査会の進め方について
2. 地方消費者行政に関わる制度的枠組み(消費者基本法・消費者安全法、予算措置等)について

第2回 平成22年5月20日(木)

1. 地方消費者行政の現状と課題について

第3回 平成22年6月15日(火)

1. 相談ネットワークのあり方について
2. 今後のスケジュールについて

第4回 平成22年7月28日(水)

1. 地方自治体の事務区分と消費者行政(斎藤委員)
2. 相談員の実態と処遇のあり方について

第5回 平成22年8月30日(月)

1. 地方公務員制度における相談員の処遇改善について(稲継座長代理)
2. 情報の収集・分析及び情報提供のあり方について

第6回 平成22年9月14日(火)

1. 地方消費者行政における商品テストの位置づけ、支援のあり方

第7回 平成22年10月22日(金)

1. 地方消費者行政における経費負担について(沼尾委員)
2. 地方消費者行政専門調査会のこれまでの議論の中間整理について
3. 地方消費者行政推進本部 制度ワーキンググループ報告

第8回 平成22年11月30日(火)

1. 地方自治体による法執行のあり方について

第9回 平成22年12月16日(木)

- 1．地方消費者行政の基盤・環境の整備について
- 2．地方消費者行政の実態と対応策について

第10回 平成23年1月25日(火)

- 1．報告書(案)の骨子について

第11回 平成23年2月10日(木)

- 1．報告書の素案について

第12回 平成23年2月24日(木)

- 1．報告書の改訂案について

第13回 平成23年4月7日(木)

- 1．報告書の取りまとめについて

## 消費者委員会 公益通報者保護専門調査会 設置・運営規程

平成21年12月14日  
消費者委員会決定

## (総則)

第1条 消費者委員会(以下、「委員会」という。)の公益通報者保護専門調査会の設置、所掌事務、議事録の作成及び会議等については、この規程の定めるところによる。

## (専門調査会の設置)

第2条 委員会に公益通報者保護専門調査会(以下「専門調査会」という。)を置く。

- 2 専門調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 3 専門調査会には座長を置き、専門調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、専門調査会の事務を掌理する。
- 4 座長に事故があるときは、専門調査会に属する構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

## (専門調査会の所掌)

第3条 専門調査会は、公益通報者の保護に関する基本的な政策に関する事項について、委員会の求めに応じて、調査審議する。

## (調査会の設置)

第4条 座長は、必要に応じて、委員会の同意を得て専門調査会に調査会を置くことができる。

- 2 調査会は、専門調査会が行う調査審議に関し、必要な専門的事項を調査審議し又は検討する。
- 3 調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 4 調査会には座長を置き、当該調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、当該調査会の事務を掌理する。
- 5 調査会の座長に事故があるときは、当該調査会に属する構成員のうちから調査会の座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

## (議事録の作成)

第5条 専門調査会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した構成員の氏名
- 三 議題となった事項
- 四 審議経過

## 五 審議結果

### (審議の公開)

第6条 専門調査会の開催予定に関する日時・開催場所等については、公開する。

2 専門調査会は、会議を公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。非公開とすべき事由が終了したときは、公開するものとする。

3 前項の規定により座長が会議を非公開とすることを認めた場合は、専門調査会はその理由を公表する。

4 会議の議事録については、第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。

5 第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合は、議事要旨をすみやかに作成し、公表するものとする。

### (専門調査会の会議)

第7条 座長(座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。)は、専門調査会の会議を招集し、その議長となる。

2 専門調査会に属さない委員は、あらかじめ座長に届け出ることにより、専門調査会に出席することができる。

### (雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門調査会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

### (準用)

第9条 第5条から前条までの規定は、調査会について準用する。この場合において、これらの規定中「専門調査会」とあるのは「調査会」と読み替えるものとする。

### 附 則

この規程は、平成21年12月14日から施行する。

消費者委員会 公益通報者保護専門調査会 委員名簿

(座長)	島田陽一	早稲田大学法学学術院教授
(座長代理)	橋本陽子	学習院大学法学部教授
	大杉謙一	中央大学大学院法務研究科教授
	大村敦志	東京大学法学部教授
	田井久恵	帝人グループ理事 帝人株式会社CSR企画室長
	土田伸也	中央大学大学院法務研究科准教授
	仲田賢	日本労働組合総連合会雇用法制対策局部長
	野澤和弘	株式会社毎日新聞社論説委員
	松村真理子	弁護士
	三木信夫	大阪市情報公開室監察部公正職務担当課長
	三木由希子	特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス理事
	山本雄大	弁護士
	吉村善也	深谷市役所行政監察室 副参事兼室長
	渡邊佳英	大崎電気工業株式会社取締役会長

以上 14名

消費者委員会の中村雅人委員、日和佐信子委員が、本専門調査会の担当委員として、調査・審議に参画した。

## 公益通報者保護専門調査会議事一覧

### 第1回 平成22年6月9日(水)

1. 公益通報者保護専門調査会の進め方について
2. 公益通報者保護制度の現状について

### 第2回 平成22年7月22日(木)

1. 公益通報者保護制度の現状について
2. 公益通報者保護制度の運用状況について(委員ヒアリング)
  - ・雪印メグミルクの取り組みについて(日和佐消費者委員会委員)
  - ・帝人の取り組みについて(田井委員)
  - ・大崎電気工業の取り組みについて(渡邊委員)

### 第3回 平成22年8月5日(木)

1. 公益通報者保護制度の運用状況について(第2回委員ヒアリング)
  - ・公益通報者保護法について～労働者、労働組合の視点から～(仲田委員)
  - ・大阪弁護士会公益通報サポートセンター活動報告(山本委員)
  - ・東京3弁護士会による公益通報者保護に関する取り組みについて(松村委員)
  - ・大阪市の公益通報制度の運用状況について(三木信夫委員)
  - ・深谷市における公益通報制度の取り組みとその運用状況(吉村委員)

### 第4回 平成22年9月13日(月)

1. 公益通報者保護制度の運用状況について
  - ・労働組合における公益通報への対応事例について(仲田委員ご報告)
  - ・労基法等関連の公益通報について(厚生労働省ヒアリング)
  - ・行政機関の外部通報窓口の対応について(厚生労働省、農林水産省ヒアリング)
2. 諸外国の公益通報者保護制度に関する動向調査の結果について
3. 公益通報者保護制度の在り方・見直しの視点について

### 第5回 平成22年10月27日(水)

1. 前回専門調査会報告事項に係る補足的報告について
2. 公益通報者保護法の具体的課題について



第6回 平成22年11月24日(水)

1. 公益通報者保護制度の具体的課題について

第7回 平成22年12月16日(木)

1. 報告(案)の骨子について

第8回 平成23年1月25日(火)

1. 報告書とりまとめについて

## 消費者委員会 個人情報保護専門調査会 設置・運営規程

平成21年12月8日

消費者委員会決定

## (総則)

第1条 消費者委員会(以下、「委員会」という。)の個人情報保護専門調査会の設置、所掌事務、議事録の作成及び会議等については、この規程の定めるところによる。

## (専門調査会の設置)

第2条 委員会に個人情報保護専門調査会(以下「専門調査会」という。)を置く。

- 2 専門調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 3 専門調査会には座長を置き、専門調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、専門調査会の事務を掌理する。
- 4 座長に事故があるときは、専門調査会に属する構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

## (専門調査会の所掌)

第3条 専門調査会は、以下に掲げる委員会の事務に関連する事項について、委員会の求めに応じて、調査審議する。

- (1) 個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項について調査審議すること。
- (2) 内閣総理大臣が作成する個人情報の保護に関する基本方針の案について、調査審議すること。

## (調査会の設置)

第4条 座長は、必要に応じて、委員会の同意を得て専門調査会に調査会を置くことができる。

- 2 調査会は、専門調査会が行う調査審議に関し、必要な専門的事項を調査審議し又は検討する。
- 3 調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 4 調査会には座長を置き、当該調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、当該調査会の事務を掌理する。
- 5 調査会の座長に事故があるときは、当該調査会に属する構成員のうちから調査会の座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

## (議事録の作成)

第5条 専門調査会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した構成員の氏名
- 三 議題となった事項
- 四 審議経過
- 五 審議結果

( 審議の公開 )

第6条 専門調査会の開催予定に関する日時・開催場所等については、公開する。

- 2 専門調査会は、会議を公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。非公開とすべき事由が終了したときは、公開するものとする。
- 3 前項の規定により座長が会議を非公開とすることを認めた場合は、専門調査会はその理由を公表する。
- 4 会議の議事録については、第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。
- 5 第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合は、議事要旨をすみやかに作成し、公表するものとする。

( 専門調査会の会議 )

第7条 座長( 座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。 )は、専門調査会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 専門調査会に属さない委員は、あらかじめ座長に届け出ることにより、専門調査会に出席することができる。

( 雑則 )

第8条 この規程に定めるもののほか、専門調査会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

( 準用 )

第9条 第5条から前条までの規定は、調査会について準用する。この場合において、これらの規定中「専門調査会」とあるのは「調査会」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成21年12月8日から施行する。

## 消費者委員会 個人情報保護専門調査会 委員名簿

(座長)	長谷部 恭男	東京大学大学院法学政治学研究科教授
(座長代理)	藤原 静雄	中央大学法科大学院教授
	宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	臼井 敏男	元朝日新聞論説委員
	大谷 和子	株式会社日本総合研究所法務部長
	岡本 直美	日本労働組合総連合会会長代行
	柿原理一郎	フジテレビ報道局役員待遇解説委員主幹
	角 紀代恵	立教大学法学部長兼法学研究科長
	新保 史生	慶應義塾大学総合政策学部准教授
	杉浦 英樹	弁護士
	須藤 修	東京大学大学院情報学環教授
	飛山 利夫	千葉県総務部政策法務課長
	長田 三紀	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟事務局次長
	別所 直哉	ヤフー株式会社最高コンプライアンス責任者(CCO) 兼 法務本部長
	三木 由希子	特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス理事長
	三宅 弘	弁護士・獨協大学法科大学院特任教授
	山口 厚	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	吉川 万里子	社団法人全国消費生活相談員協会専務理事

以上 18名

消費者委員会の川戸恵子委員、下谷内富士子委員が、本専門調査会の担当委員として、調査・審議に参画した。  
飛山利夫委員は平成23年4月13日付で任命。

なお、和田正夫氏が、下記の期間中、専門調査会の委員として在任していた。

和田 正夫 千葉県総務部政策法務課長(平成22年7月16日～平成23年4月1日在任)

## 個人情報保護専門調査会議事一覧

第1回 平成22年8月5日(木)

1. 個人情報保護専門調査会の進め方について
2. 個人情報保護法制の現状等について

第2回 平成22年9月29日(水)

1. 関係省庁からのヒアリング(消費者庁、経済産業省、総務省)

第3回 平成22年11月16日(火)

1. 個人情報保護の状況に関するヒアリング(国民生活センター、全国消費生活相談員協会、藤原座長代理、新保委員)

第4回 平成23年1月11日(火)

1. 個人情報保護の状況に関するヒアリング(日本労働組合総連合会、ヤフー株式会社)

第5回 平成23年4月13日(水)

1. 個人情報保護の状況に関するヒアリング(経済産業省、内閣官房情報セキュリティセンター、産業技術総合研究所・高木主任研究員、全国消費者団体連絡会)

第6回 平成23年5月20日(金)

1. 個人情報保護の状況に関するヒアリング(厚生労働省、日本弁護士連合会)

第7回 平成23年6月15日(水)

1. 個人情報保護の状況に関するヒアリング(経済産業省、金融庁、日本新聞協会、日本民間放送連盟、総務省)

第8回 平成23年6月22日(水)

1. 関係省庁からのヒアリング(内閣官房社会保障改革担当室)
2. 個人情報保護法及びその運用に関する主な検討課題(案)について

第9回 平成23年7月26日(火)

1. 個人情報保護専門調査会とりまとめ  
「個人情報保護法及びその運用に関する主な検討課題(案)」について

消費者委員会 集团的消費者被害救済制度専門調査会 設置・運営規程

平成22年8月6日  
消費者委員会決定

(総則)

第1条 消費者委員会(以下、「委員会」という。)の集团的消費者被害救済制度専門調査会の設置、所掌事務、議事録の作成及び会議等については、この規程の定めるところによる。

(専門調査会の設置)

第2条 委員会に集团的消費者被害救済制度専門調査会(以下「専門調査会」という。)を置く。

- 2 専門調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 3 専門調査会には座長を置き、専門調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、専門調査会の事務を掌理する。
- 4 座長に事故があるときは、専門調査会に属する構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(専門調査会の所掌)

第3条 専門調査会は 以下に掲げる事項について、委員会の求めに応じて、調査審議する。

- (1) 集团的な消費者被害の救済に関する制度の在り方
- (2) そのほか(1)に関連する重要事項

(調査会の設置)

第4条 座長は、必要に応じて、委員会の同意を得て専門調査会に調査会を置くことができる。

- 2 調査会は、専門調査会が行う調査審議に関し、必要な専門的事項を調査審議し又は検討する。
- 3 調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 4 調査会には座長を置き、当該調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、当該調査会の事務を掌理する。
- 5 調査会の座長に事故があるときは、当該調査会に属する構成員のうちから調査会の座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(議事録の作成)

第5条 専門調査会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した構成員の氏名

- 三 議題となった事項
- 四 審議経過
- 五 審議結果

(審議の公開)

第6条 専門調査会の開催予定に関する日時・開催場所等については、公開する。

- 2 専門調査会は、会議を公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。非公開とすべき事由が終了したときは、公開するものとする。
- 3 前項の規定により座長が会議を非公開とすることを認めた場合は、専門調査会はその理由を公表する。
- 4 会議の議事録については、第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。
- 5 第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合は、議事要旨をすみやかに作成し、公表するものとする。

(専門調査会の会議)

第7条 座長(座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。)は、専門調査会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 専門調査会に属さない委員は、あらかじめ座長に届け出ることにより、専門調査会に出席することができる。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門調査会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

(準用)

第9条 第5条から前条までの規定は、調査会について準用する。この場合において、これらの規定中「専門調査会」とあるのは「調査会」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成22年8月6日から施行する。

## 消費者委員会 集团的消費者被害救済制度専門調査会 委員名簿

(座長)	伊 藤 眞	早稲田大学大学院法務研究科客員教授
(座長代理)	三 木 浩 一	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	磯 辺 浩 一	特定非営利活動法人消費者機構日本専務理事
	大 河 内 美 保	主婦連合会参与
	大 高 友 一	弁護士
	沖 野 眞 己	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	窪 田 充 見	神戸大学大学院法学研究科教授
	黒 沼 悦 郎	早稲田大学大学院法務研究科教授
	後 藤 準	全国商工会連合会 常務理事
	中 村 美 華	株式会社セブン&アイ・ホールディングス法務部 グループ法務シニアオフィサー
	三 木 澄 子	消費生活専門相談員
	山 本 和 彦	一橋大学大学院法学研究科教授

以上 12名

消費者委員会の池田弘一委員、下谷内富士子委員、山口広委員が、本専門調査会の担当委員として、調査・審議に参画した。また、関係機関より法務省民事局、消費者庁、最高裁判所事務総局民事局、国民生活センターが出席した。

後藤準委員は平成23年4月13日付で任命。

なお、桑原元氏が、下記の期間中、本専門調査会の委員として在任していた。

桑原 元 全国商工会連合会常務理事(当時)(平成22年10月22日～平成23年4月13日在任)



## 集团的消費者被害救済制度専門調査会議事一覧

第1回 平成22年10月28日(木)

1. 集团的消費者被害救済制度専門調査会の進め方について
2. これまでの集团的消費者被害救済制度の検討等について

第2回 平成22年11月15日(月)

1. 集团的消費者被害の実態について
2. 集团的消費者被害救済制度研究会において示された手続モデル案について

第3回 平成22年12月2日(木)

1. 集团的消費者被害救済制度研究会において示された手続モデル案について

第4回 平成22年12月16日(木)

1. 訴訟手続に係る論点について  
(一段階目の判決において確認を求める事項、手続追行主体、一段階目の判決の効力)

第5回 平成23年1月6日(木)

1. 訴訟手続に係る論点について  
(対象事案ないし手続追行要件、共通争点とすべき事項等)

第6回 平成23年1月27日(木)

1. 訴訟手続に係る論点について  
(通知・公告の在り方等)

第7回 平成23年2月17日(木)

1. 訴訟手続に係る論点について  
(個別争点を効率的に処理するための方策等)

第8回 平成23年3月3日(木)

1. 訴訟手続に係る論点について  
(和解の規律その他の訴訟手続に関する論点等)

第9回 平成23年3月31日(木)

1. 訴訟手続に係る論点について

第10回 平成23年5月27日(金)

1. 論点整理 (手続モデル、手続追行主体、手続追行要件ないし対象事案)

第11回 平成23年6月16日(木)

1. 論点整理 (一段階目の手続関係)

第12回 平成23年7月7日(木)

1. 論点整理 (二段階目の手続関係)

第13回 平成23年7月22日(金)

1. 論点整理 (その他の論点)

第14回 平成23年8月4日(木)

1. 取りまとめ

第15回 平成23年8月19日(金)

1. 取りまとめ

2. その他

消費者委員会 特定保健用食品の表示許可制度専門調査会 設置・運営規程

平成23年1月14日  
消費者委員会決定

(総則)

第1条 消費者委員会(以下、「委員会」という。)の特定保健用食品の表示許可制度専門調査会の設置、所掌事務、議事録の作成及び会議等については、この規程の定めるところによる。

(専門調査会の設置)

第2条 委員会に特定保健用食品の表示許可制度専門調査会(以下「専門調査会」という。)を置く。

- 2 専門調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 3 専門調査会には座長を置き、専門調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、専門調査会の事務を掌理する。
- 4 座長に事故があるときは、専門調査会に属する構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(専門調査会の所掌)

第3条 専門調査会は、以下に掲げる事項について、委員会の求めに応じて、調査審議する。

- (1) 特定保健用食品の表示許可に関する制度の在り方
- (2) そのほか(1)に関連する重要事項

(調査会の設置)

第4条 座長は、必要に応じて、委員会の同意を得て専門調査会に調査会を置くことができる。

- 2 調査会は、専門調査会が行う調査審議に関し、必要な専門的事項を調査審議し又は検討する。
- 3 調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 4 調査会には座長を置き、当該調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、当該調査会の事務を掌理する。
- 5 調査会の座長に事故があるときは、当該調査会に属する構成員のうちから調査会の座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(議事録の作成)

第5条 専門調査会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した構成員の氏名

- 三 議題となった事項
- 四 審議経過
- 五 審議結果

( 審議の公開 )

第6条 専門調査会の開催予定に関する日時・開催場所等については、公開する。

- 2 専門調査会は、会議を公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。非公開とすべき事由が終了したときは、公開するものとする。
- 3 前項の規定により座長が会議を非公開とすることを認めた場合は、専門調査会はその理由を公表する。
- 4 会議の議事録については、第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。
- 5 第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合は、議事要旨をすみやかに作成し、公表するものとする。

( 専門調査会の会議 )

第7条 座長( 座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。 )は、専門調査会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 専門調査会に属さない委員は、あらかじめ座長に届け出ることにより、専門調査会に出席することができる。

( 雑則 )

第8条 この規程に定めるもののほか、専門調査会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

( 準用 )

第9条 第5条から前条までの規定は、調査会について準用する。この場合において、これらの規定中「専門調査会」とあるのは「調査会」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成23年1月14日から施行する。

## 消費者委員会 特定保健用食品の表示許可制度専門調査会 委員名簿

(座長)	山 田 和 彦	女子栄養大学栄養学部教授
	梅 垣 敬 三	独立行政法人国立健康・栄養研究所情報センター長
	宗 林 さ お り	独立行政法人国民生活センター商品テスト部部長
	寺 本 民 生	帝京大学医学部学部長

以上4名

消費者委員会の佐野真理子委員、田島眞委員が本専門調査会の担当委員として、調査・審議に参画した。

## 特定保健用食品の表示許可制度専門調査会議事一覧

### 第1回 平成23年2月28日(月)

1. 特定保健用食品の表示許可制度専門調査会の進め方について
2. 「健康食品の表示に関する検討会」論点整理について
3. 医薬品における再審査等の制度について(厚生労働省ヒアリング)

### 第2回 平成23年3月30日(水)

1. 特保制度における新たな制度設計について(神戸大学大学院法学研究科 中川教授ヒアリング)

### 第3回 平成23年5月24日(火)

1. 論点整理において「消費者庁において早急に対応すべき方策」とされた論点への対応について
2. 報告書骨子案について

### 第4回 平成23年6月24日(金)

1. 報告書のとりまとめについて

消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年六月五日法律第四十八号）

最終改正：平成二十一年四月二四日法律第二六号

第一章 総則（第一条）

第二章 消費者庁の設置並びに任務及び所掌事務等

第一節 消費者庁の設置（第二条）

第二節 消費者庁の任務及び所掌事務等（第三条 第五条）

第三章 消費者委員会（第六条 第十四条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、消費者庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、消費者委員会の設置及び組織等を定めるものとする。

第二章 消費者庁の設置並びに任務及び所掌事務等

第一節 消費者庁の設置

（設置）

第二条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第三項の規定に基づいて、内閣府の外局として、消費者庁を設置する。

2 消費者庁の長は、消費者庁長官（以下「長官」という。）とする。

第二節 消費者庁の任務及び所掌事務等

（任務）

第三条 消費者庁は、消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質に関する表示に関する事務を行うことを任務とする。

（所掌事務）

第四条 消費者庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務（第六条第二項に規定する事務を除く。）をつかさどる。

- 一 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 消費者の利益の擁護及び増進に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 三 消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 四 消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）の規定による消費者安全の確保に関すること。

- 五 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の規定による宅地建物取引業者の相手方等（同法第三十五条第一項第十四号イに規定するものに限る。）の利益の保護に関する事。
- 六 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）の規定による旅行者の利益の保護に関する事。
- 七 割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）の規定による購入者等（同法第一条第一項に規定するものをいう。）の利益の保護に関する事。
- 八 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三章第二節の規定による重大製品事故に関する措置に関する事。
- 九 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）の規定による購入者等（同法第一条に規定するものをいう。）の利益の保護に関する事。
- 十 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）の規定による個人である資金需要者等（同法第二十四条の六の三第三項に規定するものをいう。）の利益の保護に関する事。
- 十一 特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）の規定による預託者の利益の保護に関する事。
- 十二 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）の規定による特定電子メールの受信をする者の利益の保護に関する事。
- 十三 食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）第二十一条第一項に規定する基本的事項の策定並びに食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する関係行政機関の事務の調整に関する事。
- 十四 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第三百三十四号）第二条第三項又は第四項に規定する景品類又は表示（第六条第二項第一号八において「景品類等」という。）の適正化による商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保に関する事。
- 十四の二 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）の施行に関する事務のうち同法第二条第三項に規定する指定米穀等の産地の伝達（酒類の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業に係るものを除く。）に関する事。
- 十五 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十九条第一項（同法第六十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する表示についての基準に関する事。
- 十六 食品衛生法第二十条（同法第六十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する虚偽の又は誇大な表示又は広告のされた同法第四条第一項、第二項、第四項若しくは第五項に規定する食品、添加物、器具若しくは容器包装又は同法第六十二条第一項に規定するおもちゃの取締りに関する事。
- 十七 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第十九条の十三第一項から第三項までに規定する基準に関する事。
- 十八 家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第四百号）第三条第一項に規定する表示の標準となるべき事項に関する事。
- 十九 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第二条第三項に



規定する日本住宅性能表示基準に関すること（個人である住宅購入者等（同条第四項に規定するものをいう。）の利益の保護に係るものに限る。）。

二十 健康増進法（平成十四年法律第百三号）第二十六条第一項に規定する特別用途表示、同法第三十一条第一項に規定する栄養表示基準及び同法第三十二条の二第一項に規定する表示に関すること。

二十一 物価に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二十二 公益通報者（公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）第二条第二項に規定するものをいう。第六条第二項第一号ホにおいて同じ。）の保護に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二十三 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第七条第一項に規定する個人情報の保護に関する基本方針の策定及び推進に関すること。

二十四 消費生活の動向に関する総合的な調査に関すること。

二十五 所掌事務に係る国際協力に関すること。

二十六 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。

二十七 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき消費者庁に属させられた事務

（資料の提出要求等）

第五条 長官は、消費者庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

### 第三章 消費者委員会

（設置）

第六条 内閣府に、消費者委員会（以下この章において「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる重要事項に関し、自ら調査審議し、必要と認められる事項を内閣総理大臣、関係各大臣又は長官に建議すること。

イ 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策に関する重要事項

ロ 消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策に関する重要事項

ハ 景品類等の適正化による商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保に関する重要事項

ニ 物価に関する基本的な政策に関する重要事項

ホ 公益通報者の保護に関する基本的な政策に関する重要事項

ヘ 個人情報の適正な取扱いの確保に関する重要事項

ト 消費生活の動向に関する総合的な調査に関する重要事項

二 内閣総理大臣、関係各大臣又は長官の諮問に応じ、前号に規定する重要事項に関し、調査審議すること。

三 消費者安全法第二十条の規定により、内閣総理大臣に対し、必要な勧告をし、これに基づき講じた措置について報告を求めること。

四 消費者基本法、消費者安全法（第二十条を除く。）、割賦販売法、特定商取引に関する法律、特定商品等の預託等取引契約に関する法律、食品安全基本法、不当景品類及び不当表示防止法、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、家庭用品品質表示法、住宅の品質確保の促進等に関する法律、国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第百二十一号）及び個人情報保護に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

（職権の行使）

第七条 委員会の委員は、独立してその職権を行う。

（資料の提出要求等）

第八条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、報告を求めることができるほか、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（組織）

第九条 委員会は、委員十人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第十条 委員及び臨時委員は、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

（委員の任期等）

第十一条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（委員長）

第十二条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。  
(事務局)

第十三条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第十四条 第六条から前条までに定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、消費者委員会の委員について、この法律の施行後二年以内の常勤化を図ることを検討するものとする。

3 政府は、この法律、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十一年法律第四十九号)及び消費者安全法(以下「消費者庁関連三法」という。)の施行後三年以内に、消費者被害の発生又は拡大の状況、消費生活相談等に係る事務の遂行状況その他経済社会情勢等を勘案し、消費者の利益の擁護及び増進を図る観点から、消費者の利益の擁護及び増進に関する法律についての消費者庁の関与の在り方を見直すとともに、当該法律について消費者庁及び消費者委員会の所掌事務及び組織並びに独立行政法人国民生活センターの業務及び組織その他の消費者行政に係る体制の更なる整備を図る観点から検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

4 政府は、消費者庁関連三法の施行後三年以内に、消費生活センター(消費者安全法第十条第三項に規定する消費生活センターをいう。)の法制上の位置付け並びにその適正な配置及び人員の確保、消費生活相談員の待遇の改善その他の地方公共団体の消費者政策の実施に対し国が行う支援の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

5 政府は、消費者庁関連三法の施行後三年以内に、適格消費者団体(消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)第二条第四項に規定する適格消費者団体をいう。以下同じ。)による差止請求関係業務の遂行に必要な資金の確保その他の適格消費者団体に対する支援の在り方について見直しを行い、必要な措置を講ずるものとする。

6 政府は、消費者庁関連三法の施行後三年を目途として、加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をなく奪し、被害者を救済するための制度について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二十一年四月二四日法律第二六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第二条第三項及び第四項、第四条、第八条、第九条、第十二条第二号及び第四号、次条並びに附則第六条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

---

消費者庁及び消費者委員会設置法の施行期日を定める政令(平成二十一年八月十四日政令第二百十四号)

内閣は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

消費者庁及び消費者委員会設置法の施行期日は、平成二十一年九月一日とする。

---

消費者委員会令（平成二十一年八月十四日政令第二百十六号）

内閣は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）第十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

（部会）

第一条 消費者委員会（以下「委員会」という。）は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、委員長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

6 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

（議事）

第二条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 前三項の規定は、部会の議事について準用する。

(事務局長等)

第三条 委員会の事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

2 前項に定めるもののほか、委員会の事務局の内部組織の細目は、内閣府令で定める。

(委員会の運営)

第四条 この政令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この政令は、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行の日(平成二十一年九月一日)から施行する。

(委員会の所掌事務に関する経過措置)

2 委員会は、消費者庁及び消費者委員会設置法第六条第二項に規定するもののほか、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律(平成二十年 法律第七十四号)の施行の日の前日までの間、特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成二十一年政令第百十七号)附則第三条及び割賦販売法 施行令の一部を改正する政令(平成二十一年政令第百十八号)附則第三条の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

---

消費者委員会事務局組織規則(平成二十一年八月二十八日内閣府令第四十五号)

最終改正：平成二二年四月一日内閣府令第二〇号

消費者委員会令(平成二十一年政令第二百十六号)第三条第二項の規定に基づき、消費者委員会事務局組織規則を次のように定める。

1 消費者委員会事務局に、参事官及び企画官それぞれ一人を置く。

2 参事官は、命を受けて、局務に関する重要事項に係るものに参画する。

3 企画官は、命を受けて、局務のうち特定事項の調査、企画及び立案を行う。

#### 附 則

この府令は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日(平成二十一年九月一日)から施行する。

附 則 (平成二二年四月一日内閣府令第二〇号)

この府令は、公布の日から施行する。

---

消費者委員会運営規程(平成21年9月1日 消費者委員会決定)

(総則)

第1条 消費者委員会の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成21年法律第48号)及び消費者委員会令(平成21年政令第216号)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(意見の開陳等)

第2条 委員会は、適当と認める者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見の開陳を求めることができる。

(議事録の作成)

第3条 委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席者の氏名
- 三 議題となった事項
- 四 審議経過
- 五 決議

(審議の内容等の公表)

第4条 委員会の開催予定に関する日時、開催場所等については、公開する。

2 委員会は、会議を公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他の委員会が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。非公開とすべき事由が終了したときは、公開するものとする。

3 前項の規定により委員会が会議を非公開とすることを認めた場合は、委員会はその理由を公表する。

4 会議の議事録については、第2項の規定により委員会が会議を非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。

- 5 委員会の建議、勧告、意見、提出資料等については、原則として公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他の委員会が非公開とすることを必要と認めた場合については、非公開とする。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この規程は、平成21年9月1日から施行する。

---

消費者庁設置法案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案に対する附帯決議（衆議院）

政府は、これらの法律の施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

- 一 消費者庁がその任務を遂行するに当たっては、消費者基本法第二条に定める消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり行うことが明記された趣旨にかんがみ、消費者の権利尊重に万全を期すること。
- 二 消費者委員会は、自ら積極的に調査審議を行うとともに、内閣総理大臣等への勧告・建議を始め、その与えられた機能を積極的に行使し、消費者の利益の擁護及び増進のため、適切にその職務を遂行すること。
- 三 消費者庁及び消費者委員会は、消費者の利益の擁護及び増進のため、各々の独立性を堅持しつつ、適宜適切に協力して職務に当たること。
- 四 消費者委員会の委員長及び委員は、すべて民間から登用するものとし、その年齢・性別等の構成について十分配慮すること。
- 五 初代の消費者委員会の委員の三人について、常勤的に勤めることが可能になるように人選し、財政的な措置も行うこと。またその他の委員についても、委員としての職務に専念できるような人選を行うように努めるものとする。
- 六 消費者委員会からの関係行政機関の長への報告徴求、資料の提出要求等に対しては、各行政機関は速やかに対応すること。また、関係行政機関の長は、その有する民間事業者に係る情報に関しても、個人情報や企業秘密、適正手続の確保に配慮しつつ、消費者委員会からの求めに

対し、積極的に対応すること。

七 内閣総理大臣、関係行政機関の長等は、消費者委員会からの建議又は勧告に対して、迅速かつ誠実に対応すること。

八 消費者委員会の独立性を担保するため、その事務局については財政上の措置を含めた機能強化を図るとともに、その職員については専任とするよう努めること。また、事務局職員の任命に当たっては、多様な専門分野にわたる民間からの登用を行うとともに、同委員会の補佐に万全を図ること。

九 消費者被害に関する幅広い情報が確実に消費者庁に収集されるよう、関係省庁や地方自治体との連携を密にする等、体制を整備すること。

十 消費者庁に収集された情報の調査分析が機動的に行えるようタスクフォースの活用など事故調査のための仕組みを整備すること。

十一 消費生活に関わる事故に関する情報は、国民の共有財産であるとの認識に基づき、消費者庁を含む関係省庁は、消費者事故等に関する情報について、個人情報保護に配慮しつつ、十分な開示を行うこと。

十二 消費者教育の推進に関しては、消費者基本法の基本理念及び消費者基本計画の基本的方向のもと、学校教育及び社会教育における施策を始めとしたあらゆる機会を活用しながら、全国におけるなお一層の推進体制の強化をはかること。

十三 内閣総理大臣は、消費者事故等の発生に関する情報の集約及び分析の結果の公表に関しては、適時適切に、国会に対し報告しなければならないものとする。

十四 消費者行政に係る体制整備に当たっては、関係機関、特に独立行政法人国民生活センター、独立行政法人製品評価技術基盤機構、及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターを始めとした商品検査機能を有する各機関の機能強化を図るとともに、消費者庁及び消費者委員会との連携強化のため必要な措置を構ずるものとする。

十五 各地の消費生活センターの相談員の聴取能力及び法律知識の水準向上を図るため、独立行政法人国民生活センターを中心とする教育・研修の充実を図ること。

十六 地方公共団体における消費者行政の推進に関しては、今回の法改正の趣旨を周知徹底し、全国あまねく消費生活相談を受けることができ、消費者の安全・安心を確保する体制が確立されるよう、万全を期すること。

十七 相談員の待遇改善に関しては、今般拡充された地方交付税措置を活用しつつ、地方消費者行政活性化基金の運用に際しては、支援対象を集中育成・強化期間において増大する業務に係る人件費等に拡充するとともに、交付要綱等において処遇改善を図る地方公共団体への交付金の配分を手厚くすることを定めることにより、相談員の時給の引上げ、業務日数の増加による実質的常勤化、超過勤務並びに社会保険及び労働保険に関し法令に基づく適切な対応等を含め、地方公共団体における処遇改善の取組を促進すること。

十八 消費生活センターについて、指定管理者制度や委託等を採用している地方公共団体においても、その受託機関における相談員の処遇については、各種誘導措置が講じられることにより、



地方公共団体が自ら行う場合における相談員等と同様に処遇の改善が図られるよう万全を期するよう要請すること。

十九 今後三年程度の集中育成・強化期間後の国による支援の在り方や、消費生活センターの設置、相談員の配置・処遇等の望ましい姿について、その工程表も含め消費者委員会で検討を行うこと。

二十 消費者政策担当大臣が掌理する事務として、内閣府設置法第四条第一項に、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念の実現並びに消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現のための基本的な政策に関する事項が明記された趣旨を十分尊重し、消費者政策担当大臣は、内閣府設置法第十二条の勧告権の適切な行使も含め、関係行政機関の総合調整に万全を期すること。また、内閣総理大臣は、消費者政策担当大臣の権限行使が十分に果たされるよう行政各部を指揮監督すること。

二十一 消費者安全法第二十条の趣旨にのっとり、内閣総理大臣は、消費者委員会からの勧告に対し、消費者の利益を増進するため、内閣一体となった取組が行われるよう、誠意をもって対応すること。

二十二 消費者被害の情報収集啓発を行う消費者団体に対し、関係する情報を提供するとともに、活動のための施設や資金の確保等の環境整備を図ること。

二十三 消費者庁関連三法の附則各項に規定された見直しに関する検討に際しては、消費者委員会の意見を十分に尊重し、所要の措置を講ずるものとする。

---

消費者庁設置法案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案に対する附帯決議（参議院）

政府は、消費者庁関連三法の施行に当たり、消費者庁及び消費者委員会の創設が消費者基本法の基本理念を実現し、行政のパラダイム（価値規範）の転換を行うための真の拠点となるものであることにかんがみ、行政の意識改革を図るとともに、次の事項について万全を期すべきである。

一、消費者庁がその任務を遂行するに当たっては、消費者基本法第二条に定める消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり行うことが明記された趣旨にかんがみ、消費者の権利尊重に万全を期すること。

二、消費者庁がその任務を十全に果たすことができるよう、消費者行政に関する幅広い専門性を持った職員を行政組織内外から登用し、消費者の視点を重視した配置を行うとともに、民間のノウハウの活用を図ること。また、政府全体において公務員に対する十分な消費者教育・研修を実施することにより消費者行政を担う人材の育成を行うとともに、各府省庁における消費者担当部局の強化を行うこと。

- 三、消費者委員会は、自ら積極的に調査審議を行うとともに、内閣総理大臣等への勧告・建議を始め、その与えられた機能を積極的に行使し、消費者の利益の擁護及び増進のため、適切にその職務を遂行すること。
- 四、消費者庁及び消費者委員会は、消費者の利益の擁護及び増進のため、各々の独立性を堅持しつつ、情報の共有を始めとして、適宜適切に協力して職務に当たること。
- 五、消費者の利益の擁護及び増進を図り、真に消費者、生活者が主役となる社会を実現するためには、消費者行政を担当する内閣府特命担当大臣が、消費者行政の司令塔である消費者庁及び消費者行政全般の監視機能を果たす消費者委員会双方の判断を総合的に勘案し、その掌理する事務を遂行することが極めて重要であることにかんがみ、消費者政策担当大臣の判断を補佐するスタッフの配置を行うこと。
- 六、消費者委員会の委員長及び委員は、すべて民間から登用するものとし、その年齢、性別、専門性等について十分配慮すること。また、委員の任命理由を明確化する等、説明責任を果たすよう努めること。
- 七、初代の消費者委員会の委員の三人について、常勤的に勤めることが可能になるように人選し、財政的な措置も行うこと。またその他の委員についても、委員としての職務に専念できるような人選を行うように努めるものとする。
- 八、消費者委員会からの関係行政機関の長への報告徴求、資料の提出要求等に対しては、各行政機関は迅速かつ誠意をもって対応すること。関係行政機関の長は、その有する民間事業者に係る情報及びその所掌に係る民間事業者に関する情報についても必要に応じて収集・分析を行い、個人情報や企業秘密、適正手続の確保に配慮しつつ、消費者委員会からの求めに応じ、積極的な提供に努めること。
- 九、消費者委員会が個別具体的な事案に関して「勧告」を行うにあたっては、当該事案に関して的確な情報を得た上で、その必要性を踏まえたものとする。消費者庁及び消費者委員会設置法第八条の「資料の提出要求等」の権限が、その情報収集のための法的担保として設けられているものであるが、事実上の情報収集の手段として、消費者や事業者等からの自発的な通報・提供という形で情報を得ること、消費者委員会の要請に対して事業者等が自ら進んでこれに協力する等の形で、消費者委員会が事情説明や資料提供等を受ける等の調査を行うことまで否定しているわけではないことに留意すること。
- 十、内閣総理大臣、関係行政機関の長等は、消費者委員会からの建議又は勧告に対して、迅速かつ誠実に対応すること。
- 十一、消費者委員会が独立して消費者行政全般についての監視機能を十全に果たすことを担保するため、その事務局については財政上の措置を含めた機能強化を図るとともに、その職員については専任とするよう努めること。また、事務局職員の任命に当たっては、多様な専門分野にわたる民間からの登用を行うとともに、その所掌事務を行うために十分な人員を確保することにより、同委員会の補佐に万全を図ること。
- 十二、消費者政策会議については、当委員会で行われた議論を十分踏まえ、消費者庁及び消費者

委員会との関係を総合的に判断し、国会と連携を図りつつ存置を含めその在り方の見直しを検討すること。

また、次期の消費者基本計画の案の作成に当たって消費者政策会議は、本委員会を始めとする国会における議論及び消費者委員会の意見を尊重すること。

十三、消費者被害に関する幅広い情報が確実に消費者庁に集約されるよう、その手続を明確化することにより、関係省庁や地方自治体との連携を密にする等、体制を整備すること。

十四、消費者事故についての調査が、更なる消費者被害の発生又は拡大の防止に資するものであることにかんがみ、消費者庁に集約された情報の調査分析が機動的に行えるようタスクフォースを活用し、消費者事故等についての独立した調査機関の在り方について法制化を含めた検討を行うとともに、消費者庁及び事故の関係省庁、特定行政庁と警察、消防など関係機関は対等・協力の関係をお互いに確認し、事故原因の究明、再発防止対策の迅速化をはかること。なお、事故情報の一元化の体制整備に当たっては、児童や高齢者、妊産婦、障害者等の事故情報について特別な配慮をすること。

また、消費者庁に消費者事故等の原因究明について分析能力を有する人材を登用するとともに、その養成を行うこと。

十五、消費生活に関わる事故に関する情報は、国民の共有財産であるとの認識に基づき、消費者庁を含む関係省庁は、消費者事故等に関する情報について、個人情報保護に配慮しつつ、十分な開示を行うこと。

十六、消費者教育の推進については、消費者庁が司令塔機能を果たし、消費者基本法の基本理念及び消費者基本計画の基本的方向のもと、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため、多様な視点から物事をとらえる能力を身につけ、自主的かつ合理的な行動をすることができるよう、消費者庁と文部科学省が連携を図り、学校教育及び社会教育における施策を始めとしたあらゆる機会を活用しながら、財政措置を含め、全国におけるなお一層の推進体制の強化を図るとともに、消費者教育を担う人材の育成のための措置を講ずること。

また、消費者教育に関する法制の整備についての検討を行うこと。

十七、内閣総理大臣は、消費者事故等の発生に関する情報の集約及び分析の結果に関しては、適時適切に、国会に対し報告しなければならないものとする。

また、結果の公表は迅速に行うとともに、国民に対する十分な周知を行うことができるよう、その公表の在り方についても十分配慮すること。

十八、消費者行政に係る体制整備に当たっては、関係機関、特に独立行政法人国民生活センター、独立行政法人製品評価技術基盤機構、及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターを始めとした商品検査機能を有する各機関の機能強化を図るとともに、消費者庁及び消費者委員会、地方公共団体との連携強化のため必要な措置を講ずるものとする。

十九、聴取能力及び法律知識のみならず、あっせんや行政との連携能力等各地の消費生活センターの相談員にとって必要な能力の水準向上を図るため、教育・研修の機会の拡充を始め、独立行政法人国民生活センターによる支援を強化すること。

また、国民生活センターに配置されている相談員について、その職務内容にふさわしい身分、待遇の改善に努めること。

二十、地方公共団体における消費者行政の推進に関しては、消費者庁関連三法制定の趣旨を地方公共団体の長及び議会議長が参加するトップセミナーの実施等を通じて周知徹底し、全国あまねく消費生活相談を受けることができ、消費者の安全・安心を確保する体制が確立するよう、万全を期すること。

二十一、各地の消費生活センター等が、障害者、高齢者を含めたすべての消費者にとってアクセスしやすい一元的な消費者相談窓口として機能するよう、その認知度を高め、多様な相談受理体制の整備が行われるよう万全を期すること。

二十二、相談員の執務環境及び待遇に関する種々の問題点を改善するため、相談員制度の在り方について全般的な検討を行うとともに、地方公共団体における消費者行政の一層の充実を図るため、正規職員化を含め雇用の安定を促進するための必要な措置を早急に講じること。

また、その待遇改善に関しては、今般拡充された地方交付税措置が着実に活用されるよう地方公共団体に要請するとともに、地方消費者行政活性化基金の運用に際しては、支援対象を集中育成・強化期間において増大する業務に係る人件費等に拡充するとともに、交付要綱等において処遇改善を図る地方公共団体への交付金の配分を手厚くすることを定めることにより、相談員の時給の引上げ、超過勤務並びに社会保険及び労働保険に関し法令に基づく適切な対応等を含め、地方公共団体における処遇改善を積極的に支援すること。

なお、地方消費者行政活性化基金を真に地方消費者行政の需要を満たすものとするため、事業を支援するメニューの在り方等について地方公共団体の意見を踏まえるとともに、その弾力的な運用を行うこと。

二十三、消費生活センターについて、指定管理者制度や委託等を採用している地方公共団体においても、その受託機関における相談員の処遇については、各種誘導措置が講じられることにより、地方公共団体が自ら行う場合における相談員等と同様に処遇の改善が図られるよう万全を期するよう要請すること。

二十四、今後三年程度の集中育成・強化期間後の国による支援の在り方や、消費生活センターの設置、相談員の配置・処遇等の望ましい姿について、実態調査等を行うとともに、集中育成・強化期間の取組を踏まえ、その後も適切な対応が講じられるよう配意し、工程表も含め消費者委員会で検討すること。なお、検討に当たっては、広域的な設置を含め地域の実情に応じた消費生活センターの設置、P I O - N E Tの整備、相談員の資格の在り方についても十分配意すること。

二十五、消費者政策担当大臣が掌理する事務として、内閣府設置法第四条第一項に、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念の実現並びに消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現のための基本的な政策に関する事項が明記された趣旨を十分尊重し、消費者政策担当大臣は、他の行政機関の個別政策を含めた基本的政策に関する事項についての内閣府設置法第十二条の勧告権の適切な行使等、関係行政機関の総合調

整に万全を期すること。また、内閣総理大臣は、消費者政策担当大臣の権限行使が十分に果たされるよう行政各部を指揮監督すること。

二十六、消費者安全法第二十条の趣旨にのっとり、内閣総理大臣は、消費者委員会からの勧告に対し、消費者の利益の擁護及び増進のため、内閣一体となった取組が行われるよう、誠意をもって対応すること。

また、内閣総理大臣は、消費者委員会から勧告を受けたときは、当該勧告の実施に関する事務を所掌する大臣に対し、適切な対応を行うこと。

二十七、消費者の利益の擁護及び増進に関する法律の消費者庁の関与の在り方を検討する際には、公益通報の窓口の消費者庁への一元化、表示、取引、安全の分野における横断的な新法の制定を含めた検討を行うこと。

二十八、多重債務対策を消費者庁の重要な任務と位置付け、消費者庁の関与やそのために必要な体制を含め、内閣一体としての取組が可能となるよう検討を行うこと。

二十九、適格消費者団体を始め、消費者被害の情報収集、消費者への啓発等を行う消費者団体に対し、関係する情報を提供するとともに、活動のための施設や資金の確保等の支援のあり方について検討を行い、必要な措置を講ずること。

三十、地方公共団体の消費者行政の実施に対し国が行う支援の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加えるに当たっては、消費者、生活者が主役となる社会を実現する国民本位の行政への転換を目指す消費者庁設置の趣旨にかんがみ、国と地方の役割分担など消費者行政の在り方についても併せて検討すること。

三十一、加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度の検討に当たっては、いわゆる父権訴訟、適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟制度、課徴金制度等の活用を含めた幅広い検討を行うこと。

三十二、消費者庁関連三法にかかる政令及び内閣府令の制定に当たっては、本委員会における議論を十分に尊重するとともに、消費者団体を始めとする国民各層の意見を広く反映させるため、丁寧な意見募集及び集約の在り方に配慮すること。

三十三、消費者庁関連三法の附則各項に規定された見直しに関する検討に際しては、消費者委員会による実質的な審議結果を踏まえた意見を十分に尊重し、所要の措置を講ずるものとする

こと。  
三十四、食品や製品による国境を越えた消費者被害が増加している状況にかんがみ、OECD消費者政策委員会の活動や、食の安全における近隣諸国や貿易相手国との連携を始めとした、消費者安全を確保するための国際連携を強化するとともに、その体制の更なる充実が図られるよう取り組むこと。